

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年2月6日
【四半期会計期間】	第54期第1四半期（自 令和元年10月1日 至 令和元年12月31日）
【会社名】	株式会社T K C
【英訳名】	T K C Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 飯塚 真規
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028) 648 - 2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 岩田 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03) 3235 - 5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社T K C東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期 第1四半期連結 累計期間	第54期 第1四半期連結 累計期間	第53期
会計期間	自平成30年 10月1日 至平成30年 12月31日	自令和元年 10月1日 至令和元年 12月31日	自平成30年 10月1日 至令和元年 9月30日
売上高 (百万円)	14,141	16,320	66,120
経常利益 (百万円)	1,729	2,581	9,669
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	1,170	1,594	6,721
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	204	1,953	4,082
純資産 (百万円)	71,332	73,376	73,121
総資産 (百万円)	84,342	92,093	96,989
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	44.38	60.68	255.52
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	44.17	-	255.01
自己資本比率 (%)	82.6	79.3	73.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

3. 当社は、第53期第2四半期連結会計期間より、役員報酬BIP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式として計上しております。これに伴い、第54期第1四半期連結累計期間及び第53期の1株当たり四半期(当期)純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

4. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績

株式会社T K Cおよびその連結子会社等6社を含む連結グループの当第1四半期連結累計期間（以下、当第1四半期）における経営成績は、売上高が16,320百万円（前期比15.4%増）、営業利益は2,464百万円（前期比52.2%増）、経常利益は2,581百万円（前期比49.3%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は1,594百万円（前期比36.2%増）となりました。

その主な要因としては、会計事務所事業部門において、電子帳簿保存法の要件を満たす財務会計システムのユーザー数が伸展したこと、および法人税の電子申告義務化に伴い大企業向けの「法人電子申告システム（ASP1000R）」のユーザー数が伸展したことによりコンピューター・サービス売上高とソフトウェア売上高が増加したことがあります。また、地方公共団体事業部門において、前期までに受注した新規顧客で基幹系システムの移行作業が完了したことによりコンサルティング・サービス売上高が増加したこと、および令和元年10月からスタートした地方税共通納税にかかるサービス利用料売上高が増加したことなどが挙げられます。

当第1四半期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

1. 第1四半期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は11,288百万円（前期比8.5%増）、営業利益は2,347百万円（前期比17.3%増）となりました。その内訳は以下のとおりです。

コンピューター・サービス売上高は、前期比3.2%増となりました。これは「中堅企業向けクラウド型統合会計情報システム（FX4クラウド）」や「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」、高セキュリティ環境のもとで外出先からOMSにアクセスして業務を遂行できる「OMSモバイル」のユーザー数が伸展したことによります。

ソフトウェア売上高は、前期比5.0%増となりました。これは前述したように電子帳簿保存法の要件を満たす財務会計システムのユーザー数が伸展したこと、および法人税の電子申告義務化に伴い大企業向けの「法人電子申告システム（ASP1000R）」のユーザー数が伸展したことによります。

ハードウェア売上高は、前期比72.3%増となりました。これはマイクロソフト社によるWindows 7のサポートが令和2年1月に終了し、パソコンの買い換え需要が増加したことによります。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は4,203百万円（前期比48.2%増）、営業利益は227百万円（前期は営業損失344百万円）となりました。その内訳は以下のとおりです。

コンピューター・サービス売上高は、前期比22.0%増となりました。これは地方税共通納税の開始に伴い「TASKクラウド地方税電子申告支援サービス」の利用団体が増加したことによります。

ソフトウェア売上高は、前期比69.8%増となりました。これは前期までに受注した新規顧客における基幹系システム移行に伴うカスタマイズ費、およびミドルウェア等の売上高が増加したことによります。

コンサルティング・サービス売上高は、前期比72.7%増となりました。これは、前期までに受注した新規顧客団体において、基幹系システムの移行および導入に関する売上高が増加したことによります。

ハードウェア売上高は、前期比57.7%増となりました。これは、基幹系システムユーザーのシステムリプレースに伴うサーバーやパソコン、プリンター機器等の買い換え需要が増加したことによります。

(3) 印刷事業部門（子会社：株式会社TLP）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は828百万円（前期比7.7%減）、営業損失は95百万円（前期は営業損失38百万円）の業績となりました。その内訳は以下のとおりです。

データプリントサービス（DPS）関連商品の売上高は、前期比4.9%増となりました。民間企業からのDM受注減、ビジネス・プロセス・アウトソーシング関連業務の受注減はあったものの、地方自治体と官公庁外郭団体からの通知書関連業務の受注増により売上高が増加しました。

商業美術印刷（カタログ、チラシ等）・ページ物関連の売上高は、受注減により前期比19.4%減となりました。

2. 全社に関わる重要な事項

(1) 「登記済通知書連携機能」の特許を取得

「T A S Kクラウド固定資産税システム」の機能として開発した「登記済通知書連携機能（登記済通知書データを処理する装置、方法およびプログラムの発明）」について、特許（特許第6591099号）を取得しました。

(2) 「システムQ & A検索サイトのサジェストキーワード」の特許を取得

「システムQ & A検索サイト」における「サジェストキーワード提供システム・方法およびプログラムの発明」について、特許（特許第6596560号）を取得しました。

3. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、当社のお客さまである税理士および公認会計士（以下、T K C会員）1万1,400名（令和元年12月末日現在）が組織するT K C全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

T K C全国会は、昭和46年に創設され次の六つの事業目的を掲げて活動しています。

1) 租税正義の実現

2) 税理士業務の完璧な履行

3) 中小企業の存続・発展の支援

4) T K C会員事務所の経営基盤の強化

5) T K Cシステムの徹底活用

6) 会員相互の啓発、互助及び親睦

（注）T K C全国会については、別冊『T K C全国会のすべて』またはT K Cグループホームページ（<https://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

(1) T K C全国会が展開する運動について

T K C全国会では、創設50周年（2021年）に向けての政策課題を踏まえ、2019年から2021年の3カ年の運動方針と戦略目標2020を発表しました。その内容は以下のとおりです。

【T K Cブランドで社会を変えるための運動方針】

「T K C方式による書面添付」の推進（2020年末目標：法人書面添付14.4万社）

「T K Cモニタリング情報サービス」の推進（2020年末目標：14万社24.5万件）

「T K C方式の自計化」の推進（2020年末目標：28.5万社）

併せて、T K C全国会の取り組みが多く金融機関から注目され始めており、これを好機としてT K C会員事務所の経営基盤を強固なものとするため、以下の方針が打ち出されています。

「T K C会計人の行動基準書」を理解し、実践しよう

「巡回監査士」「巡回監査士補」を増大させよう

「認定支援機関」として経営助言業務を強化しよう

(2) 会計事務所事業部門による戦略目標達成に向けた活動

当社では、T K C全国会と連携して戦略目標2020の達成に向けた営業活動を展開しています。

T K Cモニタリング情報サービスの推進

当第1四半期は、T K Cモニタリング情報サービスの推進を会計事務所事業部門の最重要戦略目標に設定し、T K C会員事務所と金融機関に普及を図りました。T K Cモニタリング情報サービスは、T K C会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、関与先企業の経営者からの依頼に基づいて、金融機関に開示する無償のクラウドサービスです。開示のタイミングは、月次試算表の場合は月次決算終了直後、年度決算書および税務申告書は税務署に対して電子申告した直後に行われます。

T K Cモニタリング情報サービスの推進と同時に、金融機関に対して中小企業の決算書の信頼性は以下の3帳表で確認できることを訴求しました。

1) T K C会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」

2) 会社法432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の連動性をT K Cが過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」

3) 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、当サービスを採用する金融機関は急速に増加し、令和元年12月末日現在で、全国全ての地方銀行（64行）を含む431金融機関に採用されています。また、令和元年12月末には約20万社の決算書等が金融機関に開示されました。

T K C方式の自計化の推進（F Xシリーズの推進）

ここ数年のI C Tの進化に伴い、当社は関与先企業の経営者がいつでもどこでもスマートフォンで自社の最新業績を確認できる機能（スマート業績確認機能）や、インターネットバンキングから預金取引データを受信して、仕訳を自動生成する機能（銀行信販データ受信機能）を開発・提供しています。これらの機能は、関与先企業の経営者と経理担当者の生産性を向上させることができるものですが、機能の利用にあたっては追加設定が必要となることから、その利用社数は限定的でした。

一方で、令和2年4月から中小企業にも改正労働基準法が適用され、働き方改革に取り組む必要が出てきています。そのため、当第1四半期は、F Xシリーズを利用している関与先企業に対してシステムの活用支援を展開する方針を掲げ、システムの立ち上げから活用までを当社社員がT K C会員事務所と共に手厚くサポートする活動を開始しました。これにより、関与先企業が最新のI C Tを活用して経理業務を行える環境を整備し、関与先企業の生産性向上を支援しています。

電子帳簿保存法への完全対応支援

平成30年度税制改正において、所得税の申告に際して、1)帳簿の保管に関して電子帳簿保存法の適用を受けている場合、または、2)電子申告を実施した場合は、青色申告の特別控除額を10万円優遇する旨の内容が盛り込まれました。これは、電子帳簿保存法に基づいて申告の基礎となる帳簿記録の訂正・削除履歴を保存している事業者を税制上優遇するという点で画期的な改正であり、この流れは今後、法人税にも波及していくと考えられています。

また、「F Xシリーズ」をはじめとする当社システムは、昨年、同業他社に先駆けて、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)から「電子帳簿ソフト法的要件認証制度」の第1号認証を取得しました。この認証を受けたF Xシリーズ等の普及を通じて、電子帳簿保存法への完全対応を支援しています。

会員導入(T K C全国会への入会促進)

T K C全国会では、令和3年9月末日までにT K C会員事務所を1万超とする運動に取り組んでいます。当社はその達成に向けて、T K C全国会ニューメンバーズ・サービス委員会等と密接に連携して会員導入活動を展開しています。

当第1四半期においても、中堅・大型事務所および独立開業を予定している税理士・公認会計士などを対象とした各種セミナーを開催し、新規入会を促進しています。

こうした活動の結果、令和元年12月末日現在のT K C会員は約9,700会計事務所、1万1,400会員となっています。なお事務所数と会員数の違いは、1事務所に複数会員が所属することによります。

(3)「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

「中小会計要領」の普及のための支援活動

T K C全国会では、中小企業である関与先企業が準拠すべき会計基準として、平成24年2月に制定された「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、中小会計要領)を推奨しています。

本要領は、1)自社の経営状況の把握に役立つ会計、2)利害関係者(金融機関等)への情報提供に資する会計、3)会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、4)中小企業に過重な負担を課さない会計の考えに沿って制定されています。

当社は、その普及・活用に向けたT K C全国会の運動を支援するため、教材等の整備と他の中小企業支援団体との連携に継続的に取り組んでいます。

「記帳適時性証明書」の発行

当社では、T K C会員が当社の会計システムを利用する際にT K Cインターネット・サービスセンターに自動的に保存される処理履歴データと過去の時系列データを活用して、金融機関などの第三者が客観的にT K C会員事務所の業務水準を判定するための資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。

このサービスは、T K C会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものであり、T K C会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導(月次巡回監査)しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを、当社が第三者として証明するものです。

(4)大企業市場への展開

当社は、T K Cシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンスと合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をT K C会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

この活動に資するシステムとして、「T K C連結グループソリューション」(連結会計システム「e C A - D R I V E R」、連結納税システム「e C o n s o l i T a x」、税効果会計システム「e T a x E f f e c t」、法人電子申告システム「A S P 1 0 0 0 R」、統合型会計情報システム「F X 5」、電子申告システム「e - T A Xシリーズ」、固定資産管理システム「F A M a n a g e r」、T K C証憑ストレージサービス「T D S」、海外ビジネスモニター「O B M o n i t o r」ほか)を提供しています。

平成30年度税制改正で、法人税・地方税・消費税の電子申告が令和2年4月から資本金1億円超の大企業に義務化されることになりました。これにより、大企業では、法人税申告書の電子申告の実施に加え、その添付書類(財務諸表、勘定科目内訳明細書等)についても電子データで提出しなければならなくなりました。法人税の電子申告は、国税庁の統計によれば、2016年度で2,085,431件、電子申告率79.3%となっているものの、大企業における電子申告率は56.9%にとどまっています。そのため、義務化の対象となる多くの大企業がはじめて電子申告に取り組むこととなります。当社では、これらの企業が円滑に電子申告義務化対応を行えるようにするため、T K C全国会中堅・大企業支援研究会(令和元年12月末日現在の会員数は1,349名)と連携し、『電子申告義務化対応ガイドブック』をホームページに公開するとともに、セミナーや電子申告体験会を開催しました。また、E R Pベンダー4社とアライアンス

契約を締結し、財務諸表のデータ連携システムの構築に取り組んでいます。その結果、法人電子申告システム（A S P 1 0 0 0 R）のユーザー数は令和元年12月末日現在で2,700社となりました。

こうした活動の結果、「T K C 連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和元年12月末日現在で約3,900企業グループとなりました。なお、当社の税務申告システムは日本の上場企業の売上高トップ100社のうち88%の企業で採用されています。また、日本の上場企業における市場シェアは30%となりました。

(5) 法律情報データベースの市場拡大

当社が独自に構築した法律情報データベース「L E X / D B インターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全法律分野にわたる判例・裁判例等を収録しており、令和元年12月末日現在で30万4,000件超とわが国最大の文献収録件数を誇るサービスとなっています。

また「L E X / D B インターネット」を中核とする総合的な法律情報データベースである「T K C ローライブラリー」は、94万7,000件を超える論文等の所在情報に加えて、ぎょうせい殿、日本評論社殿、有斐閣殿、中央経済社ホールディングス殿、判例タイムズホールディングス殿などの法律専門出版社等18社が運用する60の法律情報データベースと連動しており、そのアクセス可能な情報総数は263万件を超えています。

「T K C ローライブラリー」の利用拡大

「T K C ローライブラリー」の販売促進では、実務に役立つコンテンツを顧客別にパッケージ化（法律事務所向け「法律事務所パック」、企業法務部向け「企業法務パック」）し、その活用をアピールすることに取り組んできました。

当第1四半期においては、T K C 会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部などへの積極的な提案活動の結果、ユーザー数は5万I Dを超え、令和元年12月末日現在で2万1,000超の諸機関で利用されています。

アカデミック市場における展開

「T K C 法科大学院教育研究支援システム」を利用する54校の法科大学院に対し、当システムの利用を基盤とした早期学修支援制度の導入を提案し、文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」に応募できるよう支援しています。

また、大学の学部を対象に「公務員試験学習ツール」の販売促進活動を実施し、令和元年12月末日現在で23校と契約しています。引き続き、モニター利用大学の拡大と正式利用への切り替えを促進しています。

4. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 基幹系関連サービスの開発・提供

国は、令和5年度末までにクラウド導入団体数を約1,600団体（うち自治体クラウドは約1,100団体）にするとの目標を掲げ、導入促進の取り組みを加速させています。

当社では、地方公共団体（主に市区町村）に向けて「T K C 行政クラウドサービス」を提供しています。これは基幹系業務と内部情報系業務を支援する「T A S K クラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「T A S K アウトソーシングサービス」により構成されています。

特にT A S K クラウドサービスは、当社データセンターを運用拠点として全国域を対象にクラウドの共同利用を可能とする単一のパッケージシステムであることから、総務省が推進する「自治体クラウド」の観点からも注目され、基幹系システムでは全国9グループの共同利用組織に採用されています。

当第1四半期においては、令和元年10月以降に本稼働を迎える新規受注団体の円滑なシステム移行を支援したほか、各種システムの機能強化に努めました。

さらに、アライアンスパートナー契約を結ぶ全国7社のパートナー企業とともに積極的な提案活動を展開した結果、当社の基幹系システムは令和元年12月末日現在で全国150を超える団体に採用されています。

(2) 住民向けクラウドサービスの拡充

マイナンバーカードの活用策として、コンビニエンスストアにおける証明書等の交付サービスを導入・検討する市区町村が増えています。当社では、これを実現するシステムとして「T A S K クラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。また、本システムの仕組みを利用した「T A S K クラウドかんたん窓口システム」も好評で、これらの利用提案を通じて市区町村における住民サービスの向上と窓口業務改革を支援しています。

当第1四半期においては、当社システムを利用してコンビニ交付サービスを順次スタートする神奈川県町村情報システム共同事業組合（管理者：湯川裕司山北町長）9町の導入準備、および円滑なシステム運用を支援しました。また、奈良県奈良市が実施する「I C T を活用した窓口改善（スマート窓口）の実証実験」へ参加し、かんたん窓口システムを核とした新たなスマート窓口システムの開発を進めました。

加えて、それぞれの機能強化および積極的な提案活動へ取り組んだ結果、令和元年12月末日現在で、コンビニ交付システムは神戸市や北九州市などの政令指定都市を含め全国110を超える団体に、またかんたん窓口システムは約10団体に、それぞれ採用されています。

(3) 地方税務手続きのデジタル化への対応

地方共同法人地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するe L T A X（地方税ポータルシステム）の審査システム等の標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を結ぶ全国50社のパートナー企業とともに提案活動を展開しています。その結果、「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和元年12月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる770を超える団体で採用されています。

当第1四半期においては、顧客団体に向けて「e L T A X情報共有会」を全国各地で開催したほか、令和元年10月から全国一斉にスタートした「地方税共通納税システム」について顧客団体での円滑な運用を支援しました。加えて、データ連携サービスの機能強化および積極的な提案活動に取り組みました。

(4) 地方公会計の統一的な基準への対応

市区町村においては、これまでの「現金主義会計」（単式簿記）に代えて「発生主義会計」（複式簿記）を採用して、財務書類などを作成・開示するとともに、そのデータを行政経営に活用することが求められています。

これを支援するため、当社では国が推奨する日々仕訳方式に対応した「T A S Kクラウド公会計システム」とその関連システムとして「T A S Kクラウド固定資産管理システム」「T A S Kクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

当第1四半期においては、鹿児島県町村会・熊本県町村会・長崎県市町村行政振興協議会・京都府自治体情報化推進協議会に参加する全51団体（7市26町4村、14一部事務組合等）のうち、先行して財務会計システムを切り替えた13団体での円滑なシステム運用を支援（今後2年間をかけて順次切り替え予定）しました。また、地方公会計情報の

見える化 と 活用 を支援する各種機能の開発・強化に取り組んだほか、積極的な提案活動を展開しました。その結果、公会計システムは令和元年12月末日現在で250を超える団体に採用されています。

(5) 行政サービスデジタル化への対応

令和元年5月、すべての行政手続きを原則としてオンライン化する「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（デジタル手続法）が成立しました。

当社では、こうした顧客を取り巻く時代環境の変化に対応するための新製品・サービスの企画と開発を加速するとともに、最新情報の収集・発信など顧客サポートの強化に努めてきました。

当第1四半期においては、「第3回自治体ピッチ~Pitch to Local Governments~」（主催：内閣官房情報通信技術IT総合戦略室）へ参加し、ここで寄せられた実務家の意見を参考に「T A S Kクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」（令和2年春提供予定）で実現する機能の強化拡充に取り組みました。また、システム企画本部を中心に営業・開発・運用の各部門が連携し 行政サービスデジタル化 に関する情報収集・発信へ取り組むとともに、Society5.0時代における 住民サービスの向上 と 業務の効率化・標準化 を支援する次世代ソリューションの調査・研究、開発を進めました。

5. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、データプリントサービス（D P S）事業およびビジネスフォーム印刷を基軸に事業展開しています。

民間企業からのDM受注減、ビジネス・プロセス・アウトソーシング関連業務の受注減となりましたが、地方自治体からの通知書関連業務の受注、官公庁外郭団体からの通知書関連業務の受注増により、売上高は前期に対して増加しました。

商業美術印刷（カタログ、チラシ等）・ページ物分野では、電子データ（電子カタログ等）閲覧の普及により需要が減ったことにより、売上高は前期に対して減少しました。

・連結財政状態に関する定性的情報

1. 資産の部について

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、92,093百万円となり、前連結会計年度末96,989百万円と比較して4,896百万円減少しました。

(1) 流動資産

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、30,662百万円となり、前連結会計年度末41,073百万円と比較して10,411百万円減少しました。

その主な理由は、「現金及び預金」が8,055百万円、「売掛金及び受取手形」が2,019百万円減少したことなどによるものです。

(2) 固定資産

当第1四半期連結会計期間末における固定資産は、61,431百万円となり、前連結会計年度末55,915百万円と比較して、5,515百万円増加しました。

その主な理由は、「長期預金」が4,000百万円、「投資有価証券」が2,583百万円増加したものの、「その他」に含まれる「長期繰延税金資産」が958百万円減少したことなどによるものです。

2. 負債の部について

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、18,716百万円となり、前連結会計年度末23,868百万円と比較して5,152百万円減少しました。

(1) 流動負債

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は、11,050百万円となり、前連結会計年度末16,278百万円と比較して、5,227百万円減少しました。

その主な理由は、「未払法人税等」が2,190百万円、「賞与引当金」が2,187百万円、「その他」に含まれる「前受金」が481百万円、「未払金」に含まれる「設備未払金」が329百万円減少したことなどによるものです。

(2) 固定負債

当第1四半期連結会計期間末における固定負債は、7,665百万円となり、前連結会計年度末7,590百万円と比較して、75百万円増加しました。

その主な理由は、「退職給付に係る負債」が50百万円増加したことなどによるものです。

3. 純資産の部について

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、73,376百万円となり、前連結会計年度末73,121百万円と比較して255百万円増加しました。

これは、「非支配株主持分」が1,179百万円減少したものの、「資本剰余金」が922百万円、「其他有価証券評価差額金」が340百万円、「利益剰余金」が138百万円増加したことなどによるものです。

なお、当第1四半期連結会計期間末における自己資本比率は、79.3%となり、前連結会計年度末73.8%と比較して5.5ポイント増加しました。

事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費はありません。

また、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (令和元年12月31日)	提出日現在発行数(株) (令和2年2月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
令和元年10月1日～ 令和元年12月31日	-	26,731,033	-	5,700	-	5,409

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和元年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和元年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 257,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,394,900	263,949	-
単元未満株式	普通株式 79,133	-	-
発行済株式総数	26,731,033	-	-
総株主の議決権	-	263,949	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)及び役員報酬B I P信託が所有する株式190,500株(議決権の数1,905個)を含めております。

【自己株式等】

令和元年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社T K C	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	257,000	-	257,000	0.96
計	-	257,000	-	257,000	0.96

(注) 上記のほか、役員報酬B I P信託が所有する当社株式190,500株を四半期連結財務諸表上、自己株式として計上しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（令和元年10月1日から令和元年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和元年10月1日から令和元年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和元年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (令和元年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29,810	21,755
受取手形及び売掛金	8,755	6,736
たな卸資産	1,090	814
その他	1,459	1,397
貸倒引当金	41	40
流動資産合計	41,073	30,662
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	8,404	8,309
土地	6,892	6,892
その他(純額)	2,666	2,644
有形固定資産合計	17,963	17,846
無形固定資産	3,290	3,179
投資その他の資産		
投資有価証券	15,527	18,110
長期預金	9,500	13,500
差入保証金	1,339	1,424
その他	8,294	7,370
投資その他の資産合計	34,661	40,405
固定資産合計	55,915	61,431
資産合計	96,989	92,093
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,602	2,469
電子記録債務	916	874
短期借入金	142	212
未払金	3,924	2,774
未払法人税等	2,450	260
賞与引当金	3,600	1,412
その他	1,640	3,046
流動負債合計	16,278	11,050
固定負債		
長期借入金	438	420
退職給付に係る負債	4,764	4,814
株式給付引当金	562	576
その他	1,825	1,854
固定負債合計	7,590	7,665
負債合計	23,868	18,716

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和元年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (令和元年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,711	6,633
利益剰余金	63,623	63,762
自己株式	1,630	1,639
株主資本合計	73,404	74,456
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	83	257
退職給付に係る調整累計額	1,704	1,661
その他の包括利益累計額合計	1,787	1,404
非支配株主持分	1,504	324
純資産合計	73,121	73,376
負債純資産合計	96,989	92,093

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成30年10月1日 至平成30年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自令和元年10月1日 至令和元年12月31日)
売上高	14,141	16,320
売上原価	4,719	5,928
売上総利益	9,421	10,392
販売費及び一般管理費	7,802	7,928
営業利益	1,618	2,464
営業外収益		
受取利息	8	7
受取配当金	63	70
保険配当金	5	3
受取地代家賃	13	12
持分法による投資利益	3	-
その他	17	23
営業外収益合計	111	117
営業外費用		
支払利息	0	0
為替差損	0	0
その他	-	0
営業外費用合計	0	0
経常利益	1,729	2,581
特別利益		
固定資産売却益	-	0
特別利益合計	-	0
特別損失		
固定資産除却損	0	3
特別損失合計	0	3
税金等調整前四半期純利益	1,729	2,578
法人税、住民税及び事業税	37	236
法人税等調整額	532	773
法人税等合計	569	1,009
四半期純利益	1,159	1,568
非支配株主に帰属する四半期純損失()	11	26
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,170	1,594

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成30年10月1日 至平成30年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自令和元年10月1日 至令和元年12月31日)
四半期純利益	1,159	1,568
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	955	342
退職給付に係る調整額	-	42
持分法適用会社に対する持分相当額	0	-
その他の包括利益合計	955	384
四半期包括利益	204	1,953
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	217	1,978
非支配株主に係る四半期包括利益	13	25

【注記事項】

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度)

1 取引の概要

当社は、平成30年10月31日開催の取締役会で株式報酬制度の導入を決議し、平成30年12月21日開催の定時株主総会の承認に基づき、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度である「役員報酬B I P信託」を導入いたしました。

なお、本制度は、委員長及び委員の半数を独立社外役員及び社外有識者で構成する「指名・報酬諮問委員会」における審議を経て、令和元年12月20日開催の定時株主総会にて取締役等（執行役員を兼務しない取締役を除く。）及び常勤監査役の株式報酬を「業績連動報酬」へ変更することが承認されております。

2 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当第1四半期連結会計期間末753百万円、190,500株であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和元年10月1日 至 令和元年12月31日)
減価償却費	678百万円	743百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年12月21日 定時株主総会	普通株式	1,450	55	平成30年9月30日	平成30年12月25日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間（自 令和元年10月1日 至 令和元年12月31日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年12月20日 定時株主総会	普通株式	1,456	55	令和元年9月30日	令和元年12月23日	利益剰余金

(注) 令和元年12月20日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成30年10月1日至平成30年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所事業	地方公共 団体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	10,408	2,835	897	14,141	-	14,141
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	0	341	342	342	-
計	10,409	2,835	1,238	14,484	342	14,141
セグメント利益又は損失()	2,001	344	38	1,618	0	1,618

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額0百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であり
ます。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自令和元年10月1日至令和元年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所事業	地方公共 団体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	11,288	4,203	828	16,320	-	16,320
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	0	395	398	398	-
計	11,291	4,203	1,224	16,719	398	16,320
セグメント利益又は損失()	2,347	227	95	2,479	15	2,464

(注)1. セグメント利益又は損失の調整額15百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であり
ます。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成30年10月 1 日 至 平成30年12月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 令和元年10月 1 日 至 令和元年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	44円38銭	60円68銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	1,170	1,594
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益 (百万円)	1,170	1,594
普通株式の期中平均株式数 (百株)	263,786	262,827
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	44円17銭	-
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (百株)	1,253	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があった ものの概要	-	-

(注) 1 . 1 株当たり情報の算定に用いられた期中平均株式数は、役員報酬 B I P 信託導入に伴い設定された役員報酬 B I P 信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1 株当たり四半期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当第 1 四半期連結累計期間において、190,500株であります。

2 . 当第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和2年2月6日

株式会社 T K C

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田光 完治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の令和元年10月1日から令和2年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（令和元年10月1日から令和元年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和元年10月1日から令和元年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 T K C 及び連結子会社の令和元年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。